

長長ヨリ府縣士族平民戸主或ハ...

之者海軍出身志願ニ依テ御試験之上...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

御規則之通御處分相受可申候尤...

時事新報

士族授産 (昨日ノ續)

士族ハ兵馬ノ人種ニシテ之ヲ軍職ニ任...

非ヤルコト言ハズ...

ナクハ昔精養ノ服飾ヲ好ム...

抑モ養蠶ノ業タル非常ニ多量ノ人工...

前掛失立農商民ト伍テ成ス...

之ヲ米ト云フ其米ヲ取リテ之ヲ精白...

一ノ概ニシテ論スレバ無理ナル意地...

ノ價格ヲ増加シテ更ニ製糸所ニ至リ...

故ニ我輩ノ政府ニ向テ大ニ士族授産...

八十四條 生徒ヲ命セラルル者ハ...

海軍機關學校生徒申付候事

海軍機關學校

何府縣士族平民

叙任賞勳

十一月四日分

十一月三十一日分

十月三十一日分

十月十一日分

十月十日分

八月二十一日分

十一月十一日分

十一月十一日分

十一月十一日分

十一月十一日分

「忠告」此二百萬ノ高華人種ヲ放逐シ去テ治世ノ  
森賦タルニ至ルコトナカランコトヲ願フ者ナリ(畢)

報 雜

○新皇祭 奉る廿三日宮中ニ於て執行在らせらるゝ  
新皇祭の儀式を奉るゝ同日午後六時を以て御祭事  
始りて、南無阿彌陀佛、大臣、参議、各省長次官、参内御神  
殿大床に参集、御機在らせられ御親祭畢て諸親王  
始め百官拜起、午後十時再び祭官神殿を裝飾し本年  
皇祭の儀式を奉るゝ供し奉る此時 聖上より祝詞を  
御奏上り午前十一時又第三の御親祭畢るの後、百  
官再び拜起夫より終夜の御神事をしていと賑やかな  
る御祭式なりと承る

○西郷農商務卿 向君には先般山縣縣下へ出張せら  
るゝ成る去る十二日先づ歸京せられ自邸より二日間  
休息せられ、十三日先づ十四日群馬縣下聯合共進會  
演説、農務大へ開演のため再び出張せられ、  
○徳川家通君 朝君には過日静岡なる養父慶喜君よ  
り、朝君ありて夫より父子同道にて久能山へ参詣され  
る由なる事又、朝君にて歸京され天橋侍として参内さ  
るゝやに聞く

○黒川陸軍少將 中部檢閱使とて過般大阪鎮台各  
分營所へ出張せられたる黒川陸軍少將には、最早各所  
ども檢閱済み付多分本日神戸海出帆の歸船にて歸京  
さるゝといふ

○櫻井内務大書記官 櫻井社寺局長は近々の内京  
坂及び、櫻井大社等を巡視の爲め出張  
さるゝといふ

○田邊外務書記官 過般大兵使歸朝支那北京日本  
公使館代官として同君に、今回恒本公使赴任に付吉  
田書記官と交代し、此程既に歸途に就かれしよし

みもりしが此處上置されし同局長青木判事より右に  
て、不都合なる處上申されしに依り、檢事長中村修君が  
同所詰と命せられ、不日同地へ出張さるゝ由

○共同運轉會社 同會社々長の月俸、金四百圓、同副  
社長、金三百五十圓と此程議定せしといふ

○佛國政府の節儉 同政府は、李國と戰爭以後、節儉  
を奉らんとせし、過般來は、殊に節儉に注意し、各國派  
出た公使館へ右の趣を内報し、我國駐在の公使へも同  
様内報あり、まよしお聞けり

○清國公使 同公使は、昨日午前十一時四十五分、  
濱若比羅車にて同港の清領領事館へ赴かれたり

○朴泳孝氏 同氏の参朝以來、日見聞する所のもの  
を筆記されて一冊の日誌を編纂し、歸國の上國王に呈  
せらるゝ積りなりと

○大審院 同院にて刑事上告の公庭、久しく休庭  
あり居りしが、來十七日より、愈々開庭にあるといふ

○スナイデル銃製造 兼て京都祇園町に住居  
職を以て其名を知られたる上田丈助と數年の  
積み此の程スナイデル銃を製造するよとを發  
せ、此れこそ早くも其筋へ聞えられ、其筋にて  
製銃を試験せられしに、甚だ工合よき出來を  
早速五十圓の月俸にて陸軍省へ雇入れらるゝ大  
へ廻さるゝとありたりとの

○朝鮮通信(十一月四日釜山港發)  
去ぬる十月二十九日は、變亂後、百日に當るゝ付  
兵中尉海津三雄氏祭主と成り、死難十三名の追  
執行さる此日は、天氣も最も晴朗にして、殊に日  
れ、心領事始め軍艦乗込の士官及び貿易商人等  
場々集まり、爲り、廣大なる式場も立錫の餘地  
し、祭主海津中尉左の祭文を朗讀せらる

維明治十有五年十月己亥、我生魄越二日、辛丑  
吳中尉從七位海津三雄、以清酌庶羞之奠、祭於  
陸軍工兵中尉堀本禮造及參謀本部生徒岡内  
平之進等、凡十有三人之靈、嗚呼  
人妻妻子、離父母、鄉、深入不測、既以傷況  
一朝倉皇、忽爲厲鬼、厥慘可量、惟斯朝鮮建  
建國難運、運尙蒙昧、以厥位、一草莽界、我  
友愛孔至、茲茲有衆、彼頑木強、憤恨積蓄、禍  
仇視大邦、相聞蕭牆、不異干內、厚及他方、維七  
匪徒犯關、包拯呼號、山填海裂、圍我公衙、如  
追念及此、偷墜毛髮、當斯倉皇、靡有良策、健  
一以當百、其惟如何、衆寡不敵、吞恨懷怨、暴  
嗚呼哀哉、事屬京師、士庶腕腕、或擲生產、或  
帝赫怒、斯整厥旅、鯨鱓如山、武夫如虎、使  
不躡厥武、捕訊獲醜、膺懲足學、韓王深懼、載  
載差特使、以謝迷悖、網羅斯就、奮好更申、庶  
以慰怨魂、嗚呼禮造、予之與君、氣類相適、堪  
實爲莫逆、高山流水、幽明忽隔、絃既可絕、琴  
君創訓練、嘲罵百方、領就頭、後來維望、歲  
播焉忽亡、厥骨靡朽、厥動尙香、與君別後、忽  
生不赴、難死不哀、焦不待送、尸不得換、望  
有願如爾、嗚呼岡内、池田 爾性敏捷、克  
大望後來、豈圖今日、沃若厥英、嶄然厥角、臨  
欲覆而劍、花多風雨、月有浮雲、理固如此、吁  
嗚呼哀哉、尙饗

續て祭文と朗讀し、演説を爲す者、多人數ありし  
其説曾な慷慨激切にして、聽く者をして涙に咽  
せし、終て宴會を開き、夜に入て、無數の球盤を點  
今、慶京城仁川にて、難く死せし者の記念碑を建  
し、よて發起人の目下奔走中なり、○韓人の風説  
王の生父大院君は、目下支那に於て、銀字在錄、兼  
書大司馬大都督、魯國公文昌君の官職を受けし  
朝鮮國王李熙殿下にも、兵部尙書朝鮮國王の官  
たりと云ふ、○清況、漸く回復の機あり、十二  
期、此れ先づ甲乙をきやうに思ひ、○書

○警備隊 過日より、兵庫港に碇泊せし警備隊の米酒  
運搬雑品を積込み去る十一日、朝鮮仁川港を向け出帆  
したり

○山縣宗 大藏少書記官山口宗義君は、後述  
議案、事務なりしが、昨日、國庫局事務を命せられ、  
○尾越香輔君 内務省社務局長尾越香輔君は、  
昨日、大和國奈良へ御用として出張せられ、  
○檢事出發 國庫控訴裁判所にて、從來檢事三名の